

Title	慶應義塾大学藝術学会規約
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学藝術学会
Publication year	1981
Jtitle	藝術研究 (The geibun-kenkyu : journal of arts and letters). Vol.42, (1981. 12)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-00420001-0344

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

慶應義塾大學藝術學會規約

第一章 総 則

一、委員長 一名。

二、委員 若干名。

第一条 本學會は「慶應義塾大學藝術學會」と称する。
第二条 本學會は、文學、言語、藝術の研究を目的とする。
第三条 本學會の事務所は東京都港区三田二ノ一五ノ四五
慶應義塾大學文學部文學科研究室に置く。

第四条 本學會は第二条に定められた目的を達成するため
に左の事業を行なう。
一、会員の學術研究を助成する事業。
二、会員の學術研究を發表する事業。

A、機関誌『藝文研究』の發行。

B、學術研究發表会の開催。

三、その他本學會の目的を達成するに必要な事業。

第二章 会 員

第五条 本學會は慶應義塾大學藝術學會の教授、助教授、
講師、助手及び入会を希望する卒業者、並びに会

員二名以上の推薦により委員会の承認を得た者を
以て会員とする。
第六条 会員はその研究を機関誌『藝文研究』及び本學會
學術發表会で發表することが出来る。
第七条 会費は別に定めるところに従う。

第八条 本學會に左の役員を置く。
第三章 役 員
第一項 第一条 第二項 第二条 第三項 第三条
第二項 第四条 第三項 第四条 第二項 第五条
第一項 第六条 第二項 第七条 第三項 第八条
第二項 第九条 第三項 第十条 第二項 第十一条
第一項 第十二条 第二項 第十三条 第三項 第十四条
第二項 第十五条 第三項 第十六条 第二項 第十七条
第一項 第十八条 第二項 第十九条 第三項 第二十条

第九条 委員は会員の選舉によつて慶應義塾大學藝術學會
の在職者の中から選ばれる。

第十条 委員長は委員の互選によつて選ばれる。

第十二条 委員長は委員中から会計、編集その他の専門委員
を指名することがある。委員は委員長を補佐して
会務を執る。

各委員の任期は二ヵ年とする。但し重任を妨げな
い。

第四章 会 議

第十三条 本學會は総会と委員会とを開く。

第十四条 総会は委員長がこれを招集し、会員過半数の出席
によつて成立する。議事の決定は多數決による。
第十五条 総会は毎年一回開催し、役員の改選、会務報告等
を行う。

第十六条 委員会は隨時これを開く。

第五章 経 理

第十七条 本學會の会計年度は四月一日に始まり翌年三月三
十一日に終る。
第十八条 本學會の総常費は學校法人慶應義塾その他よりの
補助金並びに会費・寄附金及びその他の収入を以
てこれに當てる。